

令和4年度 遊休資産活用支援事業費補助金制度の ご案内

中心市街地の遊休資産を活用して
商業活動などを行う個人・団体などに
対する補助金です。

申請受付期限 令和5年2月28日(火)まで

足利市役所 商業にぎわい課
TEL0284-20-2158

補助事業の内容

補助対象区域内の遊休資産（空き家、空き店舗、空き倉庫など）を活用（*1）して、商業活動（*2）を行う個人・団体などに対して、出店にかかる経費を補助します。

（補助金は後払いです。）

- *1 活用する物件の利用形態については、特に制限はありません。
ただし建築1年未満の新築物件は対象外になります。
（所有、賃貸、購入いずれも対象になります。）
- *2 商業活動・・・小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める業種
（雑貨・小物の製造販売、飲食店・喫茶店、衣服品小売等）

補助対象者

補助の対象となる区域で遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。

ただし、以下に該当する場合は補助対象者にはなりません。

- ・資本金額5千万円を超え、常時使用する従業員の数が100人を超える法人
- ・過去に「足利市中央商店街空き店舗活用対策支援事業費補助金交付要綱」又は足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金交付要綱による補助金を受けたことがある者のうち、補助金の返還請求を受けた者又は交付確定を受けた日から3年以内に廃業した者
- ・市税の滞納がある者
- ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化にある団体の者
- ・市外に本社又は本店を有するフランチャイズ店及びチェーンストア方式による事業形態で事業を営む者

補助対象事業

補助対象者が遊休資産を活用して行う事業のうち、当該事業が以下のすべてに該当することが必要です。

- 小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める業種であること
- 補助対象区域内における移転ではないこと
- 3年以上継続しようとするものであること
- 5日/週かつ5時間/日以上 の営業を行う事業であること
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく営業許可を要する業種ではないこと

補助対象区域(別紙参照)

- 県道桐生・岩舟線沿道のミリオン商店街振興組合から通4丁目商業会までの沿道
- 足利学校及び鑲阿寺周辺の石畳道路沿道
- 市道織姫参道相生通りの織姫神社前交差点から足利小山信用金庫本店前交差点まで(通称、北仲通り)の沿道
- 県道飛駒・足利線の足利小山信用金庫前交差点から県道足利・千代田線の中橋北交差点までの沿道
- 通1丁目交差点から国道293号と市道大町2号線との交差点までの沿道
- 市道大町2号線沿線の国道293号との交差点からグランド通りとの交差点までの沿道
- 市道グランド通り沿線の市道大町2号線との交差点から県道桐生・岩舟線との交差点までの沿道
- 県道足利停車場線のJR足利駅との交差点から県道桐生・岩舟線との交差点までの沿道
- 県道桐生・岩舟線と市道伊勢町3丁目6号線の交差点から市道伊勢町1丁目5号線の交差点までの沿道
- 市道伊勢町1丁目5号線と県道足利停車場線の交差点から市道伊勢町1丁目5号線と市道伊勢町3丁目6号線の交差点までの沿道

※区画整理エリアに該当する場合があります

補助金申請から交付までの流れ

①事前のご相談(申請者・市)



②活用物件の事前確認(申請者⇒市)



③申請書類の提出(申請者⇒市)

※3月末までに全てが完了する計画



④管理委員会

(申請者がプレゼンテーションを行う)



⑤補助金交付決定通知(市⇒申請者)



★注意

交付決定日より前に支払った
経費は補助対象にはなりません。

⑥開業(申請者)



⑦事業完了届等提出(申請者⇒市)

※開業後速やかに提出する必要があります



⑧店舗視察



⑨補助金交付確定通知(市⇒申請者)



⑩補助金の交付(市⇒申請者)

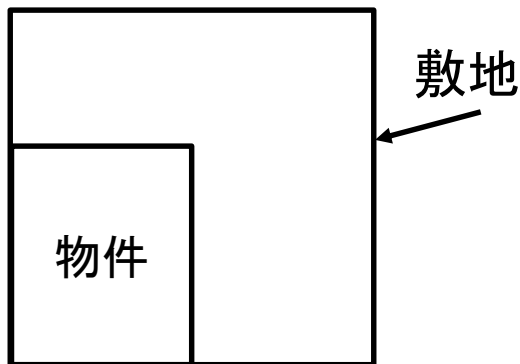
補助金申請から交付までの流れ

②活用物件の事前確認

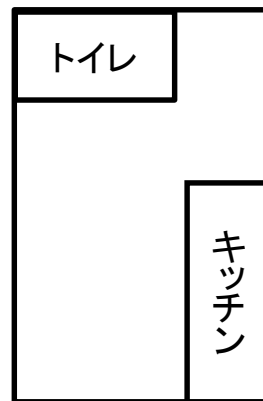
- ・申請の前に、物件の商業的活用について、足利市建築指導課への届出の必要性の有無等について事前確認を行います。
「配置図」「平面図」を用意し、提出して下さい。
※物件によっては店舗利用ができない場合があります。
※関係法令等の順守に努めてください。

(イメージ)

配置図 敷地と物件の位置関係が分かる図



平面図



- ・物件の現状のレイアウト図(建物全体)※店舗面積も記入されているもの
- ・開店後のレイアウト図

補助金申請から交付までの流れ

③申請書類の提出

申請書類

1. 事業計画書
2. 誓約書
3. 法人の場合：商業・法人登記事項証明(発行から3か月以内)
個人の場合：本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票のいずれか)
4. 市税を滞納していないことを証する書類
5. 遊休資産の現状写真
6. 開業後の外観・内装イメージ図
(該当する場合に提出するもの)
7. 融資申込書の写し、8. 物件契約書、9. 定款又は規約等、10. メニュー案

補助金申請から交付までの流れ

④管理委員会

「足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金管理委員会」において、管理委員との面談を受けていただきます。

※面談は、申請書類提出後、2～3週間程度（目安）で開催します。

※面談後、（補助金が交付される場合は）
「補助金交付決定通知書」を通知します。（④）

管理委員会

(評価のポイント)

- ①ターゲットの明確化
- ②独自の強み
- ③開業計画の精度
- ④売上計画の妥当性
- ⑤出店地の選考理由

(他の場所との比較や近隣の同業他社等について)

管理委員会

「地域に定着し、店舗経営を継続させていくことを
どれだけ真剣に考えられているか？」が
カギになります。

○主な支援機関

足利商工会議所 足利市通3丁目2757

栃木県信用保証協会足利支所 足利市南町4254番地1

管理委員会

「足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金
管理委員会」での選考(面談)を経て、補助限度額を
決定します。(審査員が事業を採点します。)

《補助限度額》

合計点数が	60%以上/満点・・・	10万円
	70%以上/満点・・・	50万円
	80%以上/満点・・・	70万円
	90%以上/満点・・・	100万円

※合計点数が60%未満/満点の場合、補助金は不交付となります。

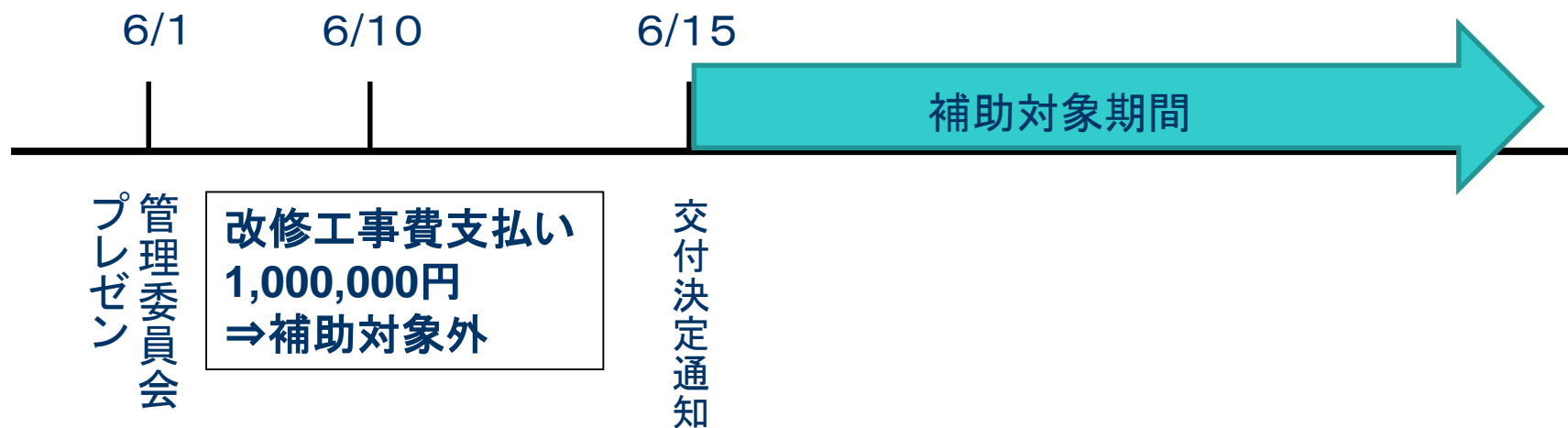
補助限度額について



⑤補助金交付決定通知書

【注意点】

「補助金交付決定通知書」の通知日以前に支払った経費は、補助対象外になります。



補助金申請から交付までの流れ

⑥開業 ⑦事業完了届等提出

開業準備を進め、3月末までに店舗を開業し、事業完了の届出を行ってください。

提出書類

1. 事業完了届
2. 「開業に係った経費」の領収書及び内訳
3. 開業後の店舗写真(外観及び内装)
(申請時に提出していなかった場合)
4. 契約書(原本)

補助金申請から交付までの流れ

⑧店舗視察

開業を確認後、申請時の事業計画（業種、商材、店舗イメージ等）と逸脱がないか、店舗を視察し確認します。

視察後、事業内容等に対して異議が出た場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

※申請書類や面談の段階で、計画を誇張してしまうと、このような事態になる可能性があります。

補助金申請から交付までの流れ

⑨補助金確定通知 ⑩補助金の交付

店舗を視察し、良好と判断出来た場合は、
「④管理委員会」での評価と、
⑦の「開業に係った経費」の実績額をもとに、
最終的な補助額を確定し、
⑨「補助金確定通知書」を通知後、補助金を交付します。

補助金の返還について

- ①開業後、1年未満で廃業・移転した場合や
事前に届け出なく休業した場合
- ②事業計画と明らかな逸脱が見受けられる場合
(営業日数・営業時間等含む)
- ③申請内容に虚偽があった場合
- ④法令等に違反している場合 など

足利市に補助金を返還していただきます。